平成16年(行ケ)第209号 審決取消請求事件(平成16年12月20日口頭 弁論終結)

判 決 株式会社ノ げ 矢大高 訴訟代理人弁護士 野 秋 塚 康 徳 弁理士 同 柳 司 郎 同 大 同 塚 康 弘 木 村 秀秀 口 和 松 同 丸 下 山 治 口 被 特許庁長官 告 小川 洋 英夫史男 指定代理人 西 村 泰 秀泰三文 中 同 田 橋 高 同 伊 藤 同

特許庁が訂正2003-39091号事件について平成16年3月3 1日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 1 特許庁における手続の経緯

原告は、名称を「歯科情報処理方法及び装置」とする特許第2857088 号発明(平成7年11月9日特許出願〔以下「本件特許出願」という。〕、平成10年11月27日設定登録、以下、その特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

本件特許について、特許異議の申立てがされ、特許庁はこれを平成11年異議第73044号事件として審理し、平成13年3月1日、「特許第2857088号の請求項1乃至6に係る特許を取り消す。」との決定をし、その謄本は、同月22日、原告に送達された。

原告は、同年4月19日、上記決定に対して特許取消決定取消訴訟を提起し(当庁平成13年(行ケ)第160号)、平成15年5月7日、本件特許出願の願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載等の訂正(以下「本件訂正」といい、本件訂正に係る明細書を、願書に添付した図面と併せて、「訂正明細書」という。)をする訂正審判の請求をし、特許庁は、同請求を訂正2003-39091号事件として審理した上、平成16年3月31日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年4月12日、原告に送達された。

2 訂正明細書の特許請求の範囲記載の発明の要旨(下線は訂正部分)

【請求項1】患者の各処置部位毎の歯科処置情報を登録して記憶する登録手段と、

患者に対する治療時に処置を行なう処置部位を入力する処置部位入力手段

と, 前記処置部位入力手段より入力された処置部位に対する処置情報を入力する処置情報入力手段と.

前記処置情報入力手段により入力された処置情報が<u>同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない不</u>適切な処置情報入力であったか否かを前記登録手段の登録内容を基に判別する判別手段と、

前記判別手段による判別の結果<u>入力された処置情報が不</u>適切な処置情報入力で<u>あ</u>った場合に,不適切な入力項目を<u>対応する過去の入力項目を含めて</u>一覧表表示手段と,

前記一覧表表示手段の表示を確認して<u>一覧表表示された前記入力項目の中から</u>再入力する項目が選択された場合に、当該選択項目の入力画面を表示して当該項目の入力を可能とする<u>入力項目</u>許可手段と、

前記入力項目許可手段による入力のあった項目に対する入力情報を対応する部位の過去の対応する全ての入力に対して一括変換して前記登録手段に再登録す

る再登録手段とを備えることを特徴とする歯科情報処理装置。

【請求項2】前記再登録手段による再登録後に他の不適切な入力項目がある場合には再度前記一覧表表示手段による他の不適切な入力項目の入力可能画面に移行することを特徴とする請求項1記載の歯科情報処理装置。

【請求項3】前記入力項目許可手段は、前記一覧表表示手段により表示されていた一覧表示と共に前記当該選択項目の入力画面を並列表示し、入力項目の状態を把握しながら入力することを可能とすることを特徴とする請求項1または2のいずれかに記載の歯科情報処理装置。

【請求項4】患者の各処置部位毎の歯科処置情報を登録して記憶する登録手

段を備える歯科情報処理装置における歯科情報処理方法であって、

患者に対する治療時に処置を行なう処置部位及び入力された処置部位に対する処置情報が入力された場合において、入力された処置情報が<u>同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない不</u>適切な処置情報入力であったか否かを前記登録手段の登録内容を基に判別し、判別の結果、入力された処置情報が不適切な処置情報入力であった場合に、不適切な入力項目を対応する過去の入力項目を含めて一覧表表示するとともに、一覧表表示を確認して一覧表表示された前記入力項目の中から再入力する項目が選択された場合に、当該選択項目の入力画面を表示して当該項目の入力を可能とし、ここで入力のあった項目に対する入力情報を対応する部位の過去の対応する全ての入力に対して一括変換して前記登録手段に再登録することを特徴とする歯科情報処理方法。

【請求項5】前記再登録後に他の不適切<u>な</u>入力項目がある場合には再度<u>前記</u>一覧表の表示を行い他の不適切な入力項目の入力可能画面に移行することを特徴とする請求項4記載の歯科情報処理方法。

【請求項6】前記選択項目の入力画面においては少なくとも前記選択項目一覧表表示部分と共に前記当該選択項目の入力画面を並列表示し、入力項目の状態を把握しながら入力することを可能とすることを特徴とする請求項4または5のいずれかに記載の歯科情報処理方法。

(以下, 【請求項1】~【請求項6】の発明を「訂正発明1」~「訂正発明6」という。)

3 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、訂正発明1~6に係る特許出願は、①訂正明細書の発明の詳細な説明は、当業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであるとは認められず、特許法36条4項1号に規定する要件を満たしていない、また、②訂正明細書の特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が明確であるとはいえず、訂正発明1~6に係る特許出願は、同条6項2号に規定する要件を満たしていないとし、特許出願の際独立して特許を受けること(以下「独立特許要件」という。)ができるものではないから、本件訂正審判の請求は、特許法(平成15年法律第47号附則2条7項によりなお、後前の例によるとされる同法による改正前の特許法の趣旨と解される。)126条4項の規定に適合しないとした。

第3 原告主張の審決取消事由

審決は、訂正明細書について、特許法36条4項1号所定の記載要件の充足性の認定判断を誤り(取消事由1)、また、同条6項2号所定の記載要件の充足性の認定判断を誤った(取消事由2)結果、訂正発明1~6が独立特許要件を欠くとの誤った判断をしたものであるから、違法として取り消されるべきである。

なお、訂正発明1~6に係る訂正明細書の特許請求の範囲【請求項1】~ 【請求項6】の記載は、上記第2の2のとおりであり、訂正発明2、3に係る【請求項2】、【請求項3】は、【請求項1】の従属項であり、【請求項4】~【請求項6】は、装置の発明として記載された【請求項1】~【請求項3】を方法の発明として記載したものである。以下、訂正発明1に基づき各取消事由を主張するが、審決が、訂正発明2~6について、特許法36条4項1号所定の記載要件及び同条6項2号所定の記載要件の充足性を否定した理由は、訂正発明1についてと同様であるから、各取消事由は、訂正発明2~6についても要当する。

- 1 取消事由1 (特許法36条4項1号所定の記載要件の充足性の認定判断の誤り)
- (1) 審決は、「『同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない不適切な処置情報』が、歯科診療報酬点数表 (注,厚生省告示『健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法』に

(2) 歯科情報処理装置において、「同じ処置部位に対する過去の処置からして 同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」は、歯科医師の専門的知 識や経験に基づいて判断されるものではなく、当業者の共通の技術常識として存在する算定ルールに従って判断されるものを意味する。例えば、訂正明細書の「歯科治療の分野においても同様であり、患者ごとの歯科治療情報をコンピュータに入力 し、随時読み出すことができるものが登場してきている。・・・同時にレセプト処 理も行なえるようにしたものも登場してきている。これらの処理結果には正確性が 要求されるため、この種の装置には入力された歯科情報に対するエラーチェック機 能を有していた」(段落【0002】~【0003】)、「本発明(注, 訂正発明 能を有していた」(段落【0002】~【0003】/, 「本完明(注, 訂正完明 1)は・・・入力項目の訂正が容易な歯科情報処理装置を提供することを目的とす る」(段落【0007】)との記載があり、これによれば、訂正発明1は、レセプ ト処理、すなわち、診療報酬明細書(レセプト、以下「レセプト」という。)の作 成の結果には正確性が要求されるから、エラーチェック機能を有し、入力項目の記 である。 正が容易な歯科情報処理装置を提供するとしているのであって、エラーチェック機能により正確なレセプト作成を可能とすることを目的とした発明であることが明ら かである。歯科診療報酬点数表には、歯科医師が行う治療に対して与えられる点数 及び点数が付与される条件が規定されているので、入力された処置情報は、これに 反しないことが要求される。レセプトにおける誤りとしては、歯科診療報酬点数表 に記載された点数と異なった点数や、本来算定できない処置について点数を算定し てしまうことが挙げられる。このような誤りを含むレセプトを提出した場合、訂正 は容易でなく、返戻、再提出の手続を経て処理が完了するまでは、請求分の報酬の 支払が行われないので、医療機関はその間収入を得られないことになる。さらに 厚生労働省による歯科医療機関への検査も行われており、レセプトで請求された内 容と実際のカルテの記載とが照合され、不当な請求が行われていないかが検査さ れ、何らかの違反が発見された場合には、その歯科医療機関の過去の全請求にさかのぼってカルテとの照合が行われることもある。歯科情報処理装置は、上記のような状況にかんがみて、コンピュータによる正確なレセプト作成の要請に応じたものな状況にかんがみて、コンピュータによる正確なレセプト作成の要請に応じたもの であり、その最も重要な機能の一つが、歯科診療報酬点数表に則った正確なレセプ ト作成機能である。歯科診療報酬点数表は、歯科医師が行う処置を制限するもので はなく、歯科医師が行った処置に基づいてレセプト処理を行う際の保険点数の算定ルールを規定したものであるから、レセプト処理のために歯科情報処理装置へ治療 情報を入力する場合には、歯科医師の専門的知識や経験に従うのではなく、保険報酬を適法に請求するために歯科診療報酬点数表に従った入力がされることが必要で ある。訂正発明1における「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部 位に対して重複して行われることのない処置」であるかは,歯科診療報酬点数表の 規定に基づいて適切な点数申告を行うために判断されるものであることは明らかで ある。以上のように、レセプト処理を行う歯科情報処理装置が当然に有すべきマス タファイルが、当業者の技術常識としての算定ルールに対応するファイルであることは、当業者が容易に理解し得ることであり、算定ルールに対応するマスタファイ

ルに基づいて、 歯番単位処置情報ファイル431から「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」が抽出されるものである。

- (3) 訂正明細書(甲3添付)には、「このエラーチェック処理においては、上述した処理において、・・・明らかに同じ処置部位に対して重複して行われる事の 無い処置が指定入力されている場合、・・・等入力項目としてそのままでは不適切 なものを図2に示す各ファイル群を調べて抽出する処理を行なう」(段落【0072】)との記載があり、ここで、不適切なものを抽出する処理のために調べる対象となる【図2】に示す各ファイル群について、「この患者個人データファイル群300及びマスタファイル群100は、必要に応じて読み出され、ファイル部20内 に格納され、各種処理が行われる事になる。そして、処理が終了した後必要に応じ て内部記憶装置46に再登録される。また、400は計画治療誘導・絞り込み学習 結果データであり,実際の使用時にファイル部20に形成されるデータファイルで ある」(段落【0022】)との記載がある。上記「各種処理」には、「明らかに 同じ処置部位に対して重複して行われる事の無い処置が指定入力されている場合, ・・・等入力項目としてそのままでは不適切なものを図2に示す各ファイル群を調べて抽出する処理」が含まれることは、訂正発明1の「入力された項目のうち、入力結果が不適切な項目の修正を簡単な操作で容易に行なうことができる」 (段落【0010】) という作用から明らかである。次に、当該各種処理が行われ るファイル部20内には、計画治療誘導・絞り込み学習結果データ400が形成さ れるが、このデータについて、「上述の計画治療誘導・絞り込み学習結果データ4 00の詳細構成を図3に示す。図3において、401は患者情報を登録してある患 者原簿ファイル・・・更に、431は歯番毎の歯番単位での処置情報を登録してあ る歯番単位処置情報ファイル、・・・である」(段落【0026】~【003 , 【図2】に示す各ファイル群の中には, 歯番 0】)との記載がある。このように、 ごとの歯番単位での処置情報を登録してある歯番単位処置情報ファイル431が含 まれるので,この歯番単位処置情報ファイル431を利用して歯番ごとの処置情報 を抽出できる。歯番単位処置情報ファイル431の中から,「同じ処置部位に対す を抽出できる。圏番単位処置情報ファイル43 Tの中から、「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」の抽出について、上記患者個人データファイル群300におけるデータは、患者原簿データ、患者処置データなど各患者に対応して入力されたデータであり、この一部が歯番単位処置情報ファイル431を構成する。他方、このような入力データに対 マスタファイルとは、通常患者個人データのような入力されたデータを処理 するために用いられるルールや基本情報が登録されたファイルである。マスタファ イルとは、「基本ファイル。ある仕事で基本となって使用されるファイル。このフ アイルは内容を更新されながら、継続して用いられる」(昭和56年1月30日オーム社第2刷発行「新版情報処理ハンドブック」1099頁〔甲5-2〕左欄)ものであり、これを本件に当てはめると、「ある仕事」は「エラーチェック処理にお ける同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行わ れることのない処置の抽出」に、「基本となって使用される」は「当該処置を抽出 するための基本となって使用される」に対応するから、訂正明細書のマスタファイ ルに、「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して 行われることのない処置」であるかを判定する基準となるファイルが含まれることは明らかである。したがって、訂正明細書の記載に基づけば、マスタファイルに基づいて歯番単位処置情報ファイル431から「同じ処置部位に対する過去の処置か らして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」を抽出されると理 解することができる。
- (4)以上によれば、訂正明細書(甲3添付)の発明の詳細な説明の記載は、当業者が本件訂正発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載したものであることが明らかである。
- 2 取消事由2 (特許法36条6項2号所定の記載要件の充足性の認定判断の誤り)
- (1) 審決は、「訂正明細書(注、甲3添付)の請求項1及び請求項4に係る発明及びそれらを引用する請求項2、3、5、6に係る発明においては、一括変換の対象が、『同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない不適切な処置情報入力』であると認められ、かかる不適切な処置情報入力が存在するということは、少なくとも同じ処置部位に対し過去の処置との関係で特定処置情報入力が重複して存在し、その重複して存在する特定処置情

報入力のうちの何れかが誤った処置情報入力である場合が含まれるものと解される。その場合、重複して存在する特定処置情報入力のうち、何れが正しく、所有をいる。その場合、重複して存在する特定処置情報入力のうち、但して、活変換して一括変換して一方ではあるが、であるがではある。。としている以上、対応する部位の過去の対応するが、正して、正しい特定処置情報入力に対して、正しい特定処置情報入力に対して、それらをまとめて一括変換してかまった特定処置情報入力に対して、まりであるものと認められる。即ち、本来、重複してのみを新たな処置情報にいまずであるが、『対応する部位の過去の対応する全ての入力に対して、おりにならればよいはずであるが、『対応する部位の過去の対応する全での入力変であるが、『対応する部位の過去が新たな処置情報に変でであるが、『対応する部位の過去の対応な処置情報に変でである。(審決謄本7頁第3段落)と認定判断したが、誤りである。

(2) 訂正発明1では、「同じ処置部位に対して過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない不適切な処置情報入力が重複して存在」するとは記載していまた、一覧表表して育りの表示は、「特定処置情報入力項目を対応する過去の入力項目を含めない。また、一覧表表して有過去の入力項目を対応する過去の入力項目を適切なのない。また、一覧表表して項目がである。「一覧表表して有過去の入力では、での選択されてのである。とが明らかである。という「重複して存在する特定処置情報入力のうち、何れが正とは、のいう「重複して存在する特定処置情報入力のうち、何れが正とは、「前記入力項目許可手段による入力のあるが選択されるものである。さら、力情報を行うが選択されるものである。対応である。する入力情報を行うの表が選択されるものである。対応である。であるの対応する全ての入力」が、「入力項目許可手段による入力の過去の対応する全ての入力」が、「入力項目許可手段による入力のある。とは明らかである。

したがって、本件訂正発明は、技術的な矛盾を有するものではなく、訂正明細書(甲3添付)の特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が明確である。

第4 被告の反論

審決の認定判断に誤りはなく、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。 1 取消事由 1 (特許法 3 6 条 4 項 1 号所定の記載要件の充足性の認定判断の誤り) について

- (1) 原告は、訂正発明1における「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」であるかは、厚生労働省によって定められた算定ルールに基づいて適切な点数申告を行うために判断されるものであると主張するが、訂正明細書(甲3添付)には、「不適切な処置情報」が、算定ルールに従って判断されるものであることを説明した記載ないし示唆は存在せず、それが、本件特許出願当時に、当業者の技術常識であるということもできない。

- (3) 歯科診療報酬点数表は、様々な歯科診療に応じた報酬金額の基礎となる点数を規定するものであると考えられるところ、当該歯科診療の処置自体の適・不適を規定するものとはなっていないと考えるのが自然である。仮に、後者の規定がされているとするならば、歯科診療報酬点数表全体の中に、どれほどの種類及び数の「不適切な処置情報」が規定されているのか、明確に列挙すべきであるが、それがされておらず不明のままである。訂正明細書(甲3添付)には、上記「不適切なれておらず不明のままである。訂正明細書(甲3添付)には、上記「不適切な処置情報」が規定されていると請求人(原告)が主張するマスタファイルに関して、遺情報」が規定されていると請求人(原告)が主張するマスタファイルに関して、適けないは、立ているにより、前に明細書である。
- 「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複し て行われることのない処置」については,訂正明細書の段落【0072】に,「入 カ項目としてそのままでは不適切なもの」の一例として記載されており、同段落冒 頭で「このエラーチェック処理」と説明されているので、「同じ処置部位に対する 過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」が、 何らかの規則で抽出されることはうかがえ、また、その抽出に当たって、対象とす べきデータファイルは、患者に施された処置情報が入力されているファイルである ことが必要であるから、段落【0021】の「患者処置データ」、 すなわち, 者個人データファイル群300」と見るのが妥当であり、上記の「処置」が段落 【〇〇22】の「各種処理」に含まれるということはできるが、 「不適切な処置情 報」の具体的な分別・抽出手段、あるいは、マスタファイルの具体的データ内容及びデータ構成は明らかではない。また、マスタファイル群 100に基本情報が登録された種々のファイルが含まれていることがうかがえるが、「同じ処置部位に対す る過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」で あるかを判定する基準となるファイルについては記載がなく、そのファイルの内容 については記載されていないから、当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載 されたものとはいえない。

さらに、「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」と表現された場合でも、それが直ちに歯科点数表上の規則を指さないものがあり得るから、歯科情報処理装置において、「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」という場合は、レセプト作成・カルテ作成に共に必要とされる歯科医師の専門的知識も、カルテ作成に必要とされる医師の経験(記憶)の双方を判断の基礎とするとみるのが妥当であり、原告の主張するようなレセプト作成の規則(歯科診療報酬点数表に規定された点数の算定ルール)だけを判断の基礎とするものと解するのは妥当ではない。

2 取消事由 2 (特許法 3 6条 6 項 2 号所定の記載要件の充足性の認定判断の誤り) について

(1) 訂正発明1においては,「前記一覧表表示手段の表示を確認して一覧表表 示された前記入力項目の中から再入力する項目が選択された場合に、 の入力画面を表示して当該項目の入力を可能とする入力項目許可手段と、前記入力項目許可手段による入力のあった項目に対する入力情報を対応する部位の過去の対 応する全ての入力に対して一括変換して前記登録手段に再登録する再登録手段とを 備える」と記載されているのであって、一覧表表示の中から一括変換を行う入力を 複数選択するとか、選択された複数の入力を一括変換するとかとは記載されていな いのであるから、一覧表表示の中から再入力する項目を選択して当該項目の処置情 報を入力し、その項目について一つでも処置情報が入力された場合には、その項目 についての過去のすべての入力を一括変換すると解するのが自然である。 正しい処置情報入力までもが新たな処置情報に変換されてしまうこととなり、 技術的に不合理であることは明らかである。この点について、発明の詳細な説明の記載を見ると、段落【0076】~【0080】には、病名の入力が行われていない場合の病名入力について記載されており、段落【0080】の「この病名選択予 想画面を確認してステップS70において適切な病名を選択するエラー項目確認入 これにより、当該項目に対する一応のエラー状態は解消したものとし てステップS71に示す当該指定入力のあった項目を確定入力項目として, 置部位に対する一連の治療における入力項目を全て今回の入力情報に書き換えるフ アイル群の各該当項目を一括して訂正登録する処理を行なう」との記載から、病名

(2) 以上のとおりであるから、訂正発明1~6の、「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない不適切な処置情報入力」についての不適切な入力項目を、「対応する部位の過去の対応する全ての入力に対して一括変換」することは、技術的に矛盾したものであり、特許請求の範囲の記載について特許を受けようとする発明が明確であるとはいえない。第5 当裁判所の判断

1 取消事由 1 (特許法 3 6 条 4 項 1 号所定の記載要件の充足性の認定判断の誤り) について

(1)原告は、当業者が、技術常識を参酌すれば、訂正明細書(甲3添付)の特許請求の範囲【請求項1】記載の「同じ処置部位に対する過去の処置からして完処置部位に対して重複して行われることのない不適切な処置情報」の判別は、発の詳細な説明の段落【0072】の「同じ処置部位に対して重複して行われる事の無い処置」の抽出を意味し、これは、歯科医師の専門的知識や経験に基づいて判断されるものではなく、当業者の共通の技術常識として存在する、厚生労働省によりであると主張し、被告は、訂正の出書には、「不適切な処置情報」が、算定ルールに従って判断されるものであると主張し、必要には、「不適切な処置情報」が、算定ルールに従って判断されるものであるということもできないと主張する。そこで、上記の点について、訂正明細書の記載を見ると、訂正明細書には、次の記載がある。

イ 「【課題を解決するための手段】本発明は上述の問題点を解決することを目的として成されたもので、入力項目の訂正が容易な歯科情報処理装置を提供することを目的とする。係る目的を達成する一手段として例えば以下の構成を備える。即ち、患者の各処置部位毎の歯科処置情報を登録して記憶する登録手段と、患

者に対する治療時に処置を行なう処置部位を入力する処置部位入力手段と,前記処置部位入力手段より入力された処置部位に対する処置情報を入力する処置情報入力等段と,前記処置情報入力手段により入力された処置情報が適切な処置情報入力であったか否かを前記登録手段の登録内容を基に判別する判別手段と,前記判別手段による判別の結果適切な処置情報入力でなかった場合に,不適切な入力項目を一覧表表示する一覧表表示手段と,前記一覧表表示手段の表示を確認して再入力する項目が選択された場合に,当該選択項目の入力画面を表示して当該項目の入力を可能とする項目入力許可手段と,前記入力項目許可手段による入力のあった項目に対記る入力情報を対応する部位の過去の対応する全ての入力に対して一括変換して前記登録手段に再登録する再登録手段とを備えることを特徴とする。」(段落【〇〇〇

「この処置内容に対する処置部位の確定や上述した病名の確定入力処理 夫々の治療入力処理において行なわなくても他の項目の入力処理が可能であっ た。しかしながら、例えばレセプト作成時においては必ず病名の入力は必須であ 一方、カルテ作成時においても処置部位毎に施した処置を確定して指定入力し なければならない。更に、一応各項目について入力を行なった場合であっても、項 目情報の入力誤りが発生する可能性がある。本例においては,係る場合に備えて今 までの入力歯科情報に対するエラーチェック機能が備えられており、エラーチェッ クを指示すればいつでも以下に説明する入力に対するエラーチェックができるよう になっている。以下、本例におけるこのエラーチェック機能の詳細を図11のフロ チャートを参照して説明する。図11は本例におけるエラーチェック処理を主と して示すフローチャートである。本例の基本動作としては、ステップS61、ステップS62に示す基本表示画面であるコマンド入力画面においてコマンド入力を待 ち、コマンドが入力されるとステップS63以下において入力されたコマンドに対 応する各種の処理を実行する画面に移行し、夫々のコマンド入力に対応した処理を 行なう。そして、対応する処理が終了すると再びステップS61、ステップS62 のコマンド入力画面に戻ることになる。以上の処理において、例えばレセプトを出 力していない歯科情報を選択してエラーチェック処理を実行し、エラーチェックで 加して、6、周月間報と歴がしてエノーテェック処理を美行し、エフーチェックで抽出された項目のエラーを解消してレセプト作成の準備をし、その後にレセプトを作成して印刷出力する。このエラーチェック処理の詳細を以下に説明する。」(段落【0066】~【0070】)

エ 「このエラーチェック処理においては、上述した処理において、処置部位に対する病名が確定されていない場合、明らかに同じ処置部位に対して重複して行われる事の無い処置が指定入力されている場合、或は未だに処置部位に対する処置が確定されていない場合等入力項目としてそのままでは不適切なものを図2に示す各ファイル群を調べて抽出する処理を行なう。」(段落【OO72】)

す各ファイル群を調べて抽出する処理を行なう。」(段落【0072】) 上記ア〜エの記載によれば、訂正発明1は、カルテ作成やレセプト処理の 機能を備える歯科情報処理装置のエラー項目の訂正を容易にするものであり、例え ば、レセプト作成時に、同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置が 入力されている場合をエラーとして検出し、訂正を可能にするものであると認められる。

 処を算定することはできず、1回目の診療において窩洞形成を行い、2回目の診療において麻酔、歯髄覆罩、特定薬剤、窩洞形成等を行って即処を算定しようとしても、同じ処置部位に対して窩洞形成が重複することになるので、後日の処置における即処を算定することはできず、また、歯冠修復物の除去を1回目に行った後に、2回目の診療において即処を算定することもできない。甲7文献には、同じように、歯科診療報酬点数表には、1歯につき1回限り算定が認められる処置として、歯髄切断、抜髄、感染根管処置、根管充填、歯冠形成があることが記載されている。

甲7文献、平成5年3月10日医歯薬出版発行「歯科保険請求マニュアル(平成5年3月版)」(甲5-3)及び医療法人社団佳愛会理事長A作成の平成16年10月22日付け見解書(甲8)によれば、歯科治療の処置に基づいてレセプトを作成する際には、算定ルールに従わなければならず、レセプト処理のために歯科情報処理装置へ治療情報を入力する場合には、保険報酬を適法に請求するために算定ルールに従った入力がされることが必要であることは、歯科情報処理装置の分野における当業者の技術常識であると認められる。

- (3) 訂正発明 1 が、カルテ作成やレセプト処理の機能を備える歯科情報処理装置のエラー項目の訂正を容易にするものであり、例えば、レセプト作成時に、同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置が入力されている場合をエラーとして検出し、訂正を可能にするものであることは上記(1)のとおりであり、レセプト処理のために歯科情報処理装置へ治療情報を入力する場合には、保険報酬を適法に請求するために歯科診療報酬点数表に従った入力がされることが必要であることは、上記(2)のとおり、歯科情報処理装置の分野における当業者の技術常識である。そうすると、訂正明細書(甲3添付)の特許請求の範囲【請求項1】記載の「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われる事の無い処置」の抽出は、当業者の技術に同じ処置部位に対して重複して行われる事の無い処置」の抽出は、当業者の技術の設定を参酌すれば、算定ルールに従って判断されるものと理解すべきものと認められる。
- (4) 被告は、訂正発明1は、カルテ作成とレセプト作成の二つの機能を有するものであり、訂正明細書にも二つの機能が並列して記載されているから、カルテ作成とレセプト作成に共通する「エラーの訂正」が課題であり、「同じ処置部位に対 する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」 という場合は、レセプト作成及びカルテ作成に共に必要とされる歯科医師の専門的 知識や、カルテ作成に必要とされる医師の経験(記憶)の双方を判断の基礎とする のが妥当であると主張する。しかしながら、上記(1) ウの記載によれば、エラーチェック処理は、例として、レセプト作成時に行われることが記載されているのである から、不適切な処置情報の訂正がレセプト処理時のエラー訂正のみを目的としたものであっても、訂正発明1の課題に反するものではないし、算定ルールがカルテ作 成時のエラー訂正に用いられるとしても、何ら矛盾するものではない。さらに、訂正明細書(甲3添付)の段落【0072】には、実施例の歯科情報処理装置におい てエラーとして検出される例として、「処置部位に対する病名が確定されていない 「明らかに同じ処置部位に対して重複して行われる事の無い処置が指定入 力されている場合」及び「未だに処置部位に対する処置が確定されていない場合」 が記載されている(上記(1)エ)が、「処置部位に対する病名が確定していない場 「処置部位に対する処置が確定していない場合」をエラーとして検出するた 合」, 医師の専門的知識や経験を必要とするとは認められず、「明らかに同じ処置 部位に対して重複して行われることのない処置が指定入力されている」エラーを検 出する場合のみ、医師の専門的知識や経験を必要とするものと解するのは、合理的 ではない。

被告は、訂正明細書の段落【0085】の記載を引用して、例えば、歯番を誤って入力した場合、算定ルール上のエラーではないものの、カルテ上ではいわゆる誤記となり、この場合、処置を行った医師の記憶を頼りに、誤りを修正しなければならず、「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対すると主張する。しかしながら、上記段落の記載中、「他のカルテを確認して他の行なと主張する。しかしながら、上記段落の記載中、「他のカルテを確認して他の行なった正しい処置を入力するなどの処理を行なう」ことや、「この表示を確認してこの治療行為ではなく、他の治療行為(例えばこれ以前の処置)を訂正する必要が生じた場合」は、エラーチェック後の入力項目の訂正に関するものであるから、エラ

ーチェックで検出すべき「不適切な処置情報」に該当するものではなく、また、仮に、「不適切な処置情報」に算定ルールに含まれないものがあるとしても、訂正発明1の実施に支障を来すものとは認められない。

- (5) 被告は、歯科診療報酬点数表は、様々な歯科診療に応じた報酬金額の基礎を易にするものであると考えられるところ、当該歯科り、仮に、後のののはないるとするならば、歯科診療報酬点数表全体の中に、どれほどのの原理がされているとするならば、歯科診療報酬点数表全体の中に、どれきであるが、それがされておらず不明のままであると主張する。しかしなら、歯科になが、それがらればならずであると主張する。しかしならないであり、また、歯科診療を規定しているは、「即処」のほかには、歯にしても、レセプトを作成する際に算定ルールに従わなければならないとしても、レセプトを作成歯科診療報酬点数表には、「即処」のほかは、当にしてもりの算定があることは、甲7文献がらかであり、訂正発明1のとは、単のような種類及び数の「不適切な処置情報」が規定されているかは、訂正発明にどのような種類及び数の「不適切な処置情報」が規定されているかは、訂正発明を実施する上で問題となるものではない。
- (6)次に、審決が、マスタファイルに関して、その具体的なデータ内容及びデータ構成が何ら記載あるいは開示されていないと認定判断した(審決謄本6頁第6段落)点について、原告は、訂正明細書(甲3添付)の記載及び当業者の技術常識に基づけば、算定ルールに対応するマスタファイルに基づいて、歯番単位処置情報ファイル431から「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」が抽出されるものであることは明らかであり、制御部10がROM11に格納されたプログラムに従い、ファイル部20に格納された歯番単位処置情報ファイル431から、歯科診療報酬点数表の規定に可めるマスタファイルに基づいて、「同じ処置部位に対する過去の処置からして同じ処置部位に対して重複して行われることのない処置」を抽出する、という具体的訂正明細書には記載されていると主張する。そこで、上記の点について、訂正明細書の記載を見ると、訂正明細書には、次の記載がある。

ア 「図1は本発明(注, 訂正発明1)に係る発明の実施の形態の一例のブロック構成図である。図1において、10はROM11に格納されたプログラムに従い、本例装置の全体制御を司る制御部、11は上述の制御部10のプログラム等を記憶するROM、12は制御部10の処理経過等を一時記憶するためのRAM、20は後述する患者ごとの歯科情報を登録するファイル部である。」(段落【0012】~【0013】)

ウ 「図3において、401は患者情報を登録してある患者原簿ファイル、402はレセプトに記載すべきレセプト部位と当該部位の病名を登録してあるレセプト部位・病名ファイルである。405は患者の来院単位での処置部位と当該部位

の病名を登録してある来院単位処置部位・病名ファイル, 406は来院単位での患者に行った処置を登録してある来院単位処置データであり, 来院単位処置部位・病名ファイル405及び来院単位処置ファイル406とは互いに来院単位での処置データを登録するものであり共通の来院単位の管理表に従って管理されている。」(段落【0027】)

エー「そして本例においては、その後、レセプト作成時点等で未確定の病名を確定する必要性が生じた場合や後述するエラーチェック処理において、各処置部位単位で一括して未確定病名を確定させることができる。本例においては、患者毎に例えば図3に示す各処置情報を登録している。従って、例えばレセプト作成処理を行なう場合においても、患者毎にレセプト未作成の処置情報を一括して表示部41に表示させることができる。この場合において、未確定の処置情報が存在する場合にはその旨が容易に認識可能に表示されるため、以後、その未確定の処置情報を順次確定させていけば良い。」(段落【0048】)

- (8) 被告は、「不適切な処置情報」の具体的な分別・抽出手段、あるいは、マスタファイルの具体的データ内容及データ構成が明らかではないと主張する。しかしながら、「不適切な処置情報」が算定ルールに従って分別・抽出されること、これを規定する算定ルールに対応するマスタがマスタファイル群に含まれることは上記のとおりであるから、マスタファイルの具体的データ内容やデータ構成が記載されていないとしても、当業者は、訂正明細書(甲3添付)の上記記載から訂正発明1を実施することができるものと認められる。
 - (9) 以上検討したところによれば、訂正明細書(甲3添付)の発明の詳細な説

明の記載は、当業者が本件訂正発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載したものというべきであるから、特許法36条4項1号に規定する要件を満たしていないとした審決の認定判断は誤りであり、取消事由1は、理由がある。

- 2 取消事由2 (特許法36条6項2号所定の記載要件の充足性の認定判断の誤り) について
- (1) 原告は、訂正発明1の一覧表表示手段の表示は、「不適切な入力項目を対応する過去の入力項目を含めて一覧表表示する」ものであるから、入力項目許可段では、不適切な項目として一括変換を行うべき項目が一覧表表示手段の表示の表がら選択され、その選択された項目に対して情報を入力することが明らかに記載りであるかの識別・決定」は、この項目の選択により行われることは明らかであり、それによって一括変換される対象が選択されるものであって、訂正発明1の「一括変換して再登録する対象が選択されるものであって、訂正発明1の(甲3添付)の特許請求の範囲の記載は特許を受けようとする発明が明確でないとした審決の認定判断は誤りである記載は特許を受けようとする発明が明確でないとした審決の認定判断は誤りであると主張する。
- (2) ところで、審決が一括変換して再登録することは不合理であるとする理由 その説示によれば、訂正発明1が「対応する部位の過去の対応する全ての入力 に対して一括変換して前記再登録手段に再登録する」以上、対応する部位の過去の 対応するすべての重複して存在する特定処置情報入力に対して、正しい特定処置情報入力であるか誤った特定処置情報入力であるかにかかわらず、それらをまとめて一括変換してしまうことになり、そうである以上、正しい特定処置情報入力まで、新たな処置情報に変換されてしまうことになる、というものである。そこで、訂正明細書(甲3添付)の記載を見ると、訂正明細書の特許請求の範囲【請求項1】に 「前記入力項目許可手段による入力のあった項目に対す は、再登録手段について、 る入力情報を対応する部位の過去の対応する全ての入力に対して一括変換して前記 る人が情報を対応する品位の過去の対応する主での人がに対して一括変換して前記登録手段に再登録する」と記載されている。そうすると、「一括変換して前記登録手段に再登録する」のは、「入力項目許可手段による入力のあった項目に対する入力情報」であり、「対応する部位の過去の対応する全ての入力」のうち、選択された項目に対応するものが一括変換されると解され、「対応する部位の過去の対応する全ての入力」がすべて一括変換されると解さなければならない理由はない。この ことは、訂正明細書の上記1(6)才の記載からも裏付けられる。すなわち、「不適切な処置情報」の訂正は、上記記載の手順に従って行われるところ、上記記載が引用 「不適切 する【図13】には、エラーチェック処理におけるエラー一覧表示の表示例が図示 され、当該一覧表示の「エラー一覧」中の3番目に、歯番6に「同一歯に、即処が 重複算定されている」とのエラー表示がされ、これに対応する治療行為表示部分には、平成7年10月25日に患者Bに対して、歯番6に即処を行ったことが表示されている。上記記載及び図示によれば、平成7年10月25日に患者Bに対し行っ た即処の処置について、訂正(削除)がされて再登録されるものと理解でき、 と重複する同一歯番に対する過去の処置も訂正されると解される余地はないから、 訂正発明の記載に矛盾があるとは認められない。また,訂正明細書の上記によれ 「他の治療行為(例えばこれ以前の処置)」を訂正する必要が生じた場合に 【図13】の治療行為表示部分をスクロールして、前の治療行為を表示し、 の項目の訂正入力を指示することが可能であることが記載され、さらに、当該「他の治療行為」に対応するものとして、【図12】には、同一患者の同一歯番に対し て、平成7年10月16日に即処を行ったことが表示され、これらの記載は合致す
- (3)被告は、訂正発明1においては、「前記一覧表表示手段の表示を確認して一覧表表示された前記入力項目の中から再入力する項目が選択された場合に、当該選択項目の入力画面を表示して当該項目の入力を可能とする入力項目許可手段とよる入力のあった項目に対する入力情報を対応する部位の過去の対応する全ての入力に対して一括変換して前記登録手段に再登録する再登録手段とを備える」と記載されているのであって、一覧表表示の中から一括変換を行う入力を複数選択するとか、選択された複数の入力を一括変換するとかと選択されていないのであるから、むしろ、一覧表表示の中から再入力する項目を選択して当該項目の処置情報を入力し、その項目について一つでも処置情報が入力された場合には、その項目についての過去のすべての入力を一括変換すると解するのが自然

であると主張する。被告の上記主張は、一括変換するためには、一括変換の対1のを複数の項目がなければならないとする主張であると解されるが、訂正発明1のことのない不適切な処置情報を「一覧表表示された前記入力項目のではないで、高切ないでもでであると解される場合では、「一覧表表示された前記入力項目の中括変換が変換が変換されるようであり、個別に選択される場合であるがのと解される。関係であるものであり、個別に選択されるがのであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものであり、個別に選択されるものと解される。したがって、被告の上記主張は採用できない。

- が変換されるものと解される。したがって、被告の上記主張は採用できない。 (4) 以上検討したところによれば、訂正発明1の「一括変換して再登録する再登録手段」について技術的な矛盾はなく、訂正明細書(甲3添付)の特許請求の範囲の記載は特許を受けようとする発明が明確である。そうすると、一括変換して再登録することは不合理であり、特許請求の範囲の記載は特許を受けようとする発明が明確でないとした審決の認定判断は誤りというほかなく、取消事由2も、理由がある。
- 3 審決が、訂正発明2~6について、特許法36条4項1号所定の記載要件及び同条6項2号所定の記載要件の充足性を否定した理由は、訂正発明1についてと同様であるから、訂正発明1に係る上記充足性の認定判断、したがって独立特許要件の判断が上記のとおり誤りである以上、訂正発明2~6のこの点に関する判断も誤りである。
- 4 以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由があり、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。
- よって、審決は取消しを免れず、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第2部

 裁判長裁判官
 篠
 原
 勝
 美

 裁判官
 田
 尚
 貴